

年金 だより



国民年金保険学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

$$\langle \text{所得のめやす} \rangle 118 \text{万円} + \{ \text{扶養親族等の数} \times 38 \text{万円} \}$$

◎学生納付特例制度のメリット

- ・病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。
例) 在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。
- ・年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。



「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金 ^(※1) ・遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	× ^(※2)	○
未納	×	×	×

(※1) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

(※2) 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。

国民年金保険学生納付特例申請について

学生納付特例制度により、平成28年度に保険料納付を猶予されていて、平成29年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付します。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入し返送いただくことにより、平成29年度の申請ができます。（この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。）

なお、平成29年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392
琴丘総合支所地域生活係 ☎87-3516

健康推進課国保年金係 ☎85-2137
山本総合支所地域生活係 ☎83-2115



内科・外科・消化器内科

クリニック蒼きもり

内視鏡検査（胃カメラ）承ります【要予約】

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝祭日
9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	休診
14:00~18:00	○	○	○	○	○	休診	休診



通院にお困りの方はご相談ください。

☎0185-74-5885

〒018-2407 三種町浜田字東浜田137-1

院長：東海林茂樹

